

ちばやあかさか

▷人の動き▷

世帯数および人口

(昭和50年10月31日現在)

世帯数 1,194戸
 人口 5,173人
 男 2,486人
 女 2,687人

第40号 発行 千早赤阪村役場 (07217) 2-0081 (代) 編集 観光課 印刷 東野印刷所

文化財シリーズ③

不本見神社 石仏・仏像 (東阪)

蔵王権現 室町時代作
 元不本見神社蔵

役行者作とも伝えられるが明治六年の神仏合祀
 禁止令により現在大橋慶二氏預り

石 仏 鎌倉時代中期作

不本見神社境内北西



自治大臣表彰に輝く

十月二十二日、国立劇場において天皇・皇后両陛下ご臨席のもとに行われた国民参政八十五周年・普選五十周年・婦人参政三十周年記念式典で、千早赤阪村選挙管理

このような永年にわたり選挙の管理執行及び選挙の啓発に貢献した功績が認められ、選挙関係功勞者として、自治大臣表彰を授与されました。

委員会の委員長である西野健造氏は、昭和二十二年八月より現在に至るまでの二十八年一ヶ月間、委員長として要職を全うし、品行方正にして温厚であり、また政治及び選挙に関する公正な見識をもち常に選挙に対する住民の意識向上をはかりました。

また、村明るい選挙推進協議会会長である道田一次氏は、大阪府明るい選挙推進協議会の委員も兼ねられ、よくその職責を全うされた功績に対しても、自治大臣より感謝状が授与されました。

〔今月号の内容〕

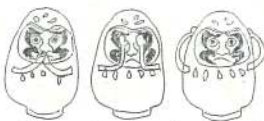
◆文化財シリーズ	1頁	◆近鉄バス身体障害者運賃割引証交付	5頁
◆自治大臣表彰に輝く	1頁	◆糖度計を使て味のよいみかん出荷	5頁
◆公職選挙法の改正	2頁	◆ミカン狩たけなわ	5頁
◆私達と国民年金	3頁	◆今月のキャンベインマイホームと税金	6頁
◆献血にご協力ありがとうございました	3頁	◆楠氏余話⑩	7・8頁
◆村税メモ(出張徴収)	3頁	◆休日診療当直医予定表	8頁
◆村道役場上東阪線の改修工事完成	4頁	◆特産物即売と観光宣伝	8頁
◆特別児童扶養手当拡充	4頁	◆第三回卓球大会成績	8頁
◆「人権デー」の意義	5頁	◆飲酒運転追放作戦	8頁
◆歳末助け合い運動	5頁	◆自衛官募集	8頁
		◆電報電話局よりお知らせ	8頁

公職選挙法の改正

十月十四日から施行

「政治家などによる寄付は一切禁止」
改正の主なポイント

改正公職選挙法は十月十四日から施行されました。今回の改正は①衆議院議員の定数は正②供託金の引き上げ③選挙公営の拡大④寄付の禁止⑤文書図画の掲示制限⑥機関紙誌等の頒布制限⑦連座制の強化等が、その主な改正内容です。



金のかからぬ、銀のかからぬ、銅のかからぬ、の三つ

等があります。これ以上には大切な政治家及び住民の側の認識自覚でしょう。われわれは「明るく・金のかからない選挙」について、もう一度考えましよう。

以下、今回の改正の主なものをあげてみました。

政治家・候補者は、寄付を一切できません。

先月の十四日に法律が改正され選挙があつても、なかつても名義がどんなになつても一切寄付はできません。



お中元やお歳暮



出産・入学・卒業のお祝い品やお祝いの金



結婚のお祝い金やお祝い品



団体旅行の寄付や差し入れ

ただし、例外は次の場合です

①親族に対してする寄付

②政治家・候補者が政治集会を行なった場合の必要と認められない実費を得ない実費の補償

③政党やその支部に対してする政治家・候補者の寄付

親族とは：六親等内の血族・配偶者・三親等内の姻族

△②△必要と認められない実費の補償とは、選挙区外で行なわれる政治集会・選挙ごとに任期満了前九十日から選挙期日までに行なわれる政治集会における実費補償など。

△何人も左の場合は禁止

ただし、例外は次の場合です
①親族に対してする寄付
②政治家・候補者が政治集会を行なった場合の必要と認められない実費を得ない実費の補償
③政党やその支部に対してする政治家・候補者の寄付
親族とは：六親等内の血族・配偶者・三親等内の姻族
△②△必要と認められない実費の補償とは、選挙区外で行なわれる政治集会・選挙ごとに任期満了前九十日から選挙期日までに行なわれる政治集会における実費補償など。



お葬式の香典、花輪、供花



お祭りなどの寄付、お酒など



食事やおみやげ



落成式や開店祝いの花輪

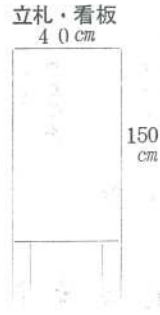


明るく選挙を、日曜日、日本

政治家等（政治家や公職の候補者など）が講成員となつて、選挙区内の人に対してする寄付は、いかなる場合でも一切禁止

政治家や候補者及び後援会の立札・看板・ポスターの掲示に制限が加えられました。

（政治家活動に用いる立札・看板・ポスター）は、政



立札・看板 40 cm, 150 cm

政治家等や後援会の事務所にか掲示できません。その枚数は一つの事務所に二枚です。そして総枚数では、町村の議会議員と長の場合にあつては四枚となつています。

政治活動用事務所
昭和 年 月 日まで有効
第何号の 何
千早赤阪村選挙管理委員会

- ①アルミ製
- ②有効期間 3年間



きれいな選挙を、日曜日、日本

民の皆さまの尚一層のご協力をお願い致します。

△その他の主な改正点

▽供託金の引き上げ

今回から供託金が約三倍程度アップされました。これは今日の諸物価の高騰・ほうまつ候補乱立の防止という観点から引き上げられました。

△町長選挙の場合

改正前 四万円 改正後 十二万円

▽機関紙誌の頒布の制限

政党や政治団体の発行する機関紙誌（選挙に関する報道、評論を掲載）の号外は、選挙期間中は頒布できません。また、一般の新聞雑誌についても右と同様に、選挙期間中は、定期購読者以外には無償で頒布することはできません。

▽選挙公営の拡大

選挙公営の中で町村関係の改正としては選挙運動用通常葉書の枚数の増加があります。

△町村議会議員選挙

改正前 五〇〇枚 改正後 八〇〇枚

△町長選挙

改正前 一五〇〇枚 改正後 二五〇〇枚

以上が今回の改正の主な点であります。「明るく・金のかからない選挙」の実現のため今後とも住民の皆さまの尚一層のご協力をお願い致します。

詳細のことにつきましては千早赤阪村選挙管理委員会（総務課）（電話二〇〇八二）までお問い合わせください。

「国民年金」

私たちと国民年金

国民年金は歳をとったり、病氣やケガのため障害者になったり、生活の中心者が死して収入の道が閉ざされるような状態になった場合に年金を支給して、生活の安定を図る制度で昭和三十四年にできました。

そして十六年余をすぎた今日、国民年金は、厚生年金とならんで所得保障の二大柱として大きく成長しました。

現在、私たちの村では拠出制年金に一四〇五人が加入されており、福祉年金・拠出年金あわせて五三八人が年金を受けておられます。これは、六十歳以上の老人の約

一・五八人に一人が、国民年金の恵沢に浴されていることになりました。

年金を受ける人が今後も、ますます増え、そして年金制度が充実するに伴い、皆さんの生活における年金の果たす役割は大きなものとなるでしょう。

歳をとってから、あるいは万一の事故にあつてからでは年金は受けられません。

もし、まだ加入されてない人があれば、すぐに加入をして安心のできる毎日を過ごしながら将来に備えてください。

献血にご協力

ありがとうございます

千早赤阪村献血推進協議会発足の初め献血を行いましたところ、村民各位の献血に対するご理解と絶大な協力により左記の通り成果を挙げられました。

今後とも献血に一層のご協力を賜わらんことを切にお願いいたします。

記

受付総数 七十七人
採血者数 六十二人
不採血者数 一五人



大きな間違い

明治44年4月2日以後に生まれた人で、「自分は国民年金に加入しなくても将来福祉年金が受けられる」と考えておられる人がありますが、これは大きな間違いです。福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた人や、国民年金に加入していた人が事故などにあつたが加入期間が短かいため拠出年金が受けられないなどの人だけに支給されるものです。

なお、国民年金についてわからないことがあればどんなことでも国民年金係までおたずねください。

保険料の特例納付は12月31日までです。納め忘れた人は年金が受けられない場合があります。

国民年金の保険料は、納め忘れたりして2年を過ぎると時効によってそれ以後は納められないことになっていきます。

ところが、国民年金の老齢年金を受けるためには60才になるまでに、年齢に応じて10年から25年間の保険料を納めていることが必要です。ですから、もし未納分があればせっかくの年金が受けられなくなるという一大事が起ります。そこですでに時効になって納めることができないう期間についても、さかのぼって納めることができるようにしたのが保険料の特例納付です。この特例によって納めることができる保険料は、昭和36年4月分から昭和48年3月分までの時効に納める保険料は一月分につき900円。納付期限は今年の12月31日までとなっています。

未加入者でも今なら

これまで当然国民年金に加入しなければならぬのに、まだ加入されていない人でも、今ならこの特例納付を利用して年金を受ける権利を得ることができます。あなただけが年金制度から取り残されることのないよう、国民年金係へお越しの上、手続きをしてくださいます。なお、保険料の納付方法などについてわからないことがあればどんなことでもおたずねください。

☆☆☆

毎月五日は

少年を守る日

家庭も社会も健全な青少年を育てるため、協力しましょう



村税メロ

固定資産税第四期の納期は、十一月末日です。本月も次の通り各地区へ出張徴収にお伺いします。この機会にぜひお納め下さい。なお十二月は出張徴収いたしませんので、府村民税第四期も合せて納付下さいますようお願い致します。

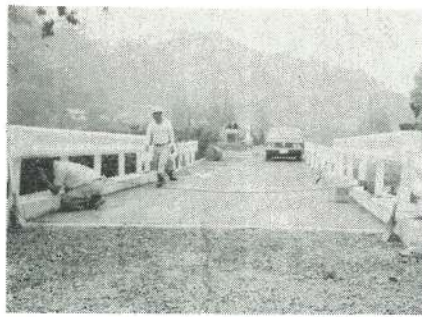
月 日	時 間	場 所
11月27日	午前9時～午後3時	森屋青年会所
	午前9時～午後3時	水分公民館
	午前9時～正午	桐山金泉寺
	午後1時～4時	二河原辺集会所
11月28日	午前9時～正午	中津原集会所
	午前9時～10時30分	小吹台小学校
	午後1時～4時	下東阪集会所
	午後1時～4時	上東阪集会所
	午前9時30分～午後3時	千早農協出張所

たばこは村内で
買いましょう



たばこ消費税として村の収入になります

【上東阪橋】
なお、引き続き村内における村道補助事業工事については、大阪府の採択承認が得られれば実施致します。



村道役場東上阪線の改修工事完成

大阪府市町村道路補助事業の一環として、昭和46年度より着手して続行しておりました村道役場東上阪線改修工事は10月竣工致しました。

総事業費 55,528千円

道路延長 700.20メートル

(PC橋梁1等橋1箇所)

巾 員

400メートル



【村道役場東上阪線】

特別児童扶養手当

対象児童の範囲がひろがりました

支給の制限

扶養親族数	本人(請求者)	配偶者及び扶養義務者
0 人	1,632,500円	6,049,300円
1	1,852,500	6,306,800
2	2,072,500	6,526,800
3	2,292,500	6,746,800
以下1人増す毎に220,000円を加算したものが限度額となります		同 左

※本人または配偶者及び扶養義務所得制限(別表のとおり)

◇支給制限

〇一級障害児の場合

一人に月額 一八,〇〇〇円

〇二級障害児の場合

一人に月額 一二,〇〇〇円

◇手当額

別表のとおり

〇対象となる障害の範囲

〇児童福祉施設(通園は除く)

に入所していないこと

〇児童が政令で定める障害を支給事由とする公的年金を受けていないこと

〇日本国民(児童は除く)であり、日本国内に住所を有すること

〇児童が政令で定める障害を支給事由とする公的年金を受けていないこと

〇児童福祉施設(通園は除く)に入所していないこと

〇児童が政令で定める障害を支給事由とする公的年金を受けていないこと

〇日本国民(児童は除く)であり、日本国内に住所を有すること

〇児童が政令で定める障害を支給事由とする公的年金を受けていないこと

〇児童福祉施設(通園は除く)に入所していないこと

〇児童が政令で定める障害を支給事由とする公的年金を受けていないこと

〇日本国民(児童は除く)であり、日本国内に住所を有すること

〇児童が政令で定める障害を支給事由とする公的年金を受けていないこと

〇児童福祉施設(通園は除く)に入所していないこと

〇児童が政令で定める障害を支給事由とする公的年金を受けていないこと

— 対象となる障害の範囲 —

1 級	2 級 (今回拡大分)
1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの	1. 両眼の視力の和が0.08以下のもの
2. 両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの	2. 両耳の聴力損失が80デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの	3. 平衡機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢のすべての指を欠くもの	4. 咀嚼の機能を欠くもの、
5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの	6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7. 両下肢を足関節以上で欠くもの	7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることのできない程度の障害を有するもの	8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	9. 一上肢のすべての指を欠くもの
10. 精神の障害であって前各号と同程度以上と認められる程度のもの	10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11. 身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	11. 両下肢のすべての指を欠くもの
	12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13. 一下肢を足関節以上で欠くもの
	14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

者の所得が、別表の限度額以上あるときは手当は支給されません。

◇申請及びお問い合わせ場所
役場福祉係まで

人権週間 12月4日から10日まで

「人権デー」の意義

来る十二月十日は、世界人権宣言が国連で採択されて、二十七年目です。

毎年この日を「人権デー」としてほとんどの世界で何らかの形で記念行事を行なっています。

また、我が国も十二月四日から十日までを人権週間として、種々の人権意識高揚の行事を行なっています。

今回の強調事項

○子供と人権

子供は何よりも尊ばれ、よい環境で育てられなければならない。しかし現実には、「度をすぎたせっかん」・「子殺し」・「子供の交通事故」等によって、子供は常にいろいろな危険にさらされています。

もう一度我々は、子供の人権について考えなくてはなりません。

◎差別解消

現在なお就職、結婚等の差別はあとをたちません。

差別のない社会は一部の人の問題でなく、国民すべての問題です。一人一人このことを肝に銘じ、差別の解消を訴え



ていかなくはなりません。

◎婦人の地位向上

今年は国際婦人年の年であり、各地で活発な議論が行なわれていますが、現実にはさまざまな婦人に関する悲劇が絶えません。婦人層の人権思想の普及を推進しなくてはなりません。

特設人権相談日

○日時 十二月二十四日(水)
午後一時～四時

○場所 役場二階議長室

○相談員

千早赤阪村人権擁護委員
葛本 清 脩 氏
大阪法務局堺支局職員

村民のみなさんが毎日の生活を営んでいくうえで、人権問題になるだろうかと感じたり、法律上わからないことがあれば、お気軽にご相談ください。

歳末助け合い運動に

ご協力ください

本年も、のこりすくなくりました。恵まれない人々が明るく楽しいお正月を迎えられるよう、千早赤阪村共同募金会では十二月一日から十日まで歳末たすけあい運動を行います。

みなさんよりいた
だく善意は、村内要
保護世帯、施設入所
者、援護児童等の方
たちへ、お見舞金品
としてお贈り致しま
す。
積極的にこの運動
を推し進めたいと思
いますので、村民の
みなさんのご協力を
お願いします
実施主体

近鉄バス身体障害者

運賃割引証の交付について

このほど近鉄バスの運賃割引証の交付を実施することになりましたので、身体障害者手帳所持者等が必要なのは、役場福祉係までおこしください。

◇交付対象者

○身体障害者手帳を持っておられる方

○児童を一時保護する施設、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、身体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、教護院等に入所、通所している児童
○旅各運賃の割引の取扱いは受けける者は、身体障害者手帳または

千早赤阪村共同募金会
実施協力団体

千早赤阪村民生委員協議会
募金期間

昭和五十年十二月一日から十日
まで

募金受入窓口

千早赤阪村民生(児童)委員、または、千早赤阪村共同募金会事務局(役場内)で募金を受付致します。



みんなが明るいお正月を。

糖度計を使って

味のよいみかん出荷

最近とくに市場、消費者から味のよいみかんという声がよく聞かれます。

現在、糖度計を使って出荷されている農家が少なく品質も統一されていません。

こうした消費者の要望に答えるには、糖度計を使って品質のよい統一したみかんを出荷することが

右にいう各施設長の入所、通所証明書を、常に携帯してください。

ミカン狩 たけなわ

本村は、すぐれた自然景観と、史跡をはじめ恵まれた文化景観を生かして、自然休養村に指定されたけと共に、みかん狩をはじめました。

団体客や家族づれが、都座をはなれ閑静な大自然の中で新鮮で、おいしいミカン狩を楽しんでいます。



阪神高速道路公園のみかん狩

大切に、農家のみかん経営の安定も計られます。

今年よりグループおよび個人で出荷されている方で共済、共販に對し意欲のある方に糖度計を貸出することになりました。

糖度計は誰でも簡単で、一目見るだけでわかります。希望者は役場経済課へ印鑑ご持参ください。

今月のキャンペーン

その一

マイホームと税金 ①

税金の面で援助!

自分の家に住みたい。多くの人が持っている大きな夢ではないでしょうか。税法ではこういった夢の実現に、少しでも手助けできるように所得税(国税)では、「住宅貯蓄控除」と「住宅取得控除」の制度が設けられています。そこで、これらの控除についてあらましを、説明してみよう。

◆住宅貯蓄控除

住宅貯蓄控除は、住宅貯蓄契約によって積立をしたときに、一年間に積立てた金額の六割から一〇割相当額(最高三万円から五万円)を所得税から控除して、税負担を軽くしようとする制度です。

なお、この住宅貯蓄契約は、金融機関などと結んだ積立期間が三年以上のもので、一定の要件にあてはまるものです。

◆住宅取得控除

不動産を買ったときは

マイホームと税金 ②

建設資金もできて実際にマイホームづくりにとりかかると、建設などのほかにいろいろな問題がでます。

- ◎不動産をもらったとき: 贈与税
- ◎不動産を取得したとき: 不動産取得税
- ◎不動産を売ったとき: 所得税・府村民税(譲渡所得)

- ◎不動産を持っていると: 固定資産税
- ◎不動産から得る収入: 所得税・府村民税(不動産所得)

そこで今回は、このうちから不動産を取得したときの不動産取得税、不動産を持っているときの固定資産税、不動産を登記するときの登録免許税をとりあげてみましょう。

不動産を取得したときにかかる税金が不動産取得税です。

これは府税で納める税額は不動産の価額(村の固定資産課税台帳の評価額)の三割です。なお、居住の目的で新築住宅や土地を取得した場合には、次のような特例があります。

- ①住宅を新築したり新築住宅を購入した場合: その不動産価額から二〇〇万円が控除されます。
- ②新築住宅用の土地を購入した場合: 一定の条件のもとにその土地に対する不動産取得税額から一五〇万円が新築住宅の床面積の二倍の面積(一戸当たり二〇〇平方メートルを限度とする)の土地の価額が、いづれか高い額に三割の税率を乗じた額が控除されます。

土地や家を買ったとき、さっそう所有権の移転登記をします。

また新築すると、その家屋の保存登記をすることになります。これらの登記をするときにかかる税金が登録免許税でこれは国税です。税額は、所有権移転登記のときは、不動産の価額(村の固定資産課税台帳の評価額)の五割、所有権保存のときは〇・六割です。ただし個人が、新築した住宅の

所有権保存登記や新築の建売住宅の所有権移転登記の場合で、次の①から④までのすべての要件にあてはまればそれぞれの税率が〇・一割に軽減されます。

- ①昭和五十二年三月末日までに取得した住宅であること。
- ②自分の住宅として使うこと。
- ③新築後一年以内の登記であること。
- ④住宅の面積が一六五平方メートル以下であること。

土地や家屋等を所有しているときは固定資産税

固定資産税は土地(田、畑、宅地山林等)や家屋(居宅、倉庫、工場等)等の所有者に課税されます。これらの固定資産の価格(村の固定資産課税台帳の価格)の一・四割が税額です。

今回は住宅を新築したり、新築住宅を購入したときの固定資産税



をとりあげてみましょう。

固定資産税は毎年一月一日を賦課期日として課税しております。家屋の場合はその賦課期日に居住等の用に供しているもので、一月一日現在の所有者です。家屋の価格はその建物を建築するに当たって必要とされる金額を、屋根、基礎、外壁、内壁、柱

毎月十五日は

▼交通安全デー▲



天井、床仕上げ、建具、電気、給排水、衛生設備等の各部分ごとに算出し、その合計額を基礎として決定します。

新築住宅の

固定資産税の減額

これは、住宅建築の促進という意味から次に該当するものは、三年間固定資産税の半額が減額されます。

- ①昭和三十八年一月二日から昭和五十三年一月一日までの間に新築された住宅。
- ②その住宅の床面積が一〇〇平方メートル以下のもの。
- ③その住宅にかかる家屋課税台帳に登録された価額が一平方メートル当たり三万六千円以下であること。

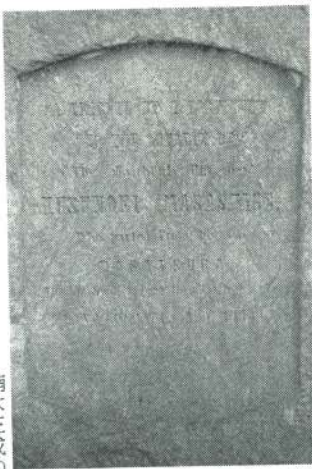
史話と伝説

楠氏余話⑩

外人の楠公観

社会の変化と共に、歴史的事象の評価が変動することは、避けられない事実であります。楠公観の変遷はその最も大なるものであります。

里のあたりの夕まぐれ……戦前には、この落合直文作詩による楠氏父子訣別の唱歌が愛唱され、「悲劇の英雄」として人々の紅涙を絞り、共感をさそったものであります。



〔桜井駅跡のパークス碑〕

それでは外人の眼を通じての楠木正成映像と、楠公観について述べることにします。

幕末ドイツ人・シーボルト(一七九六―一八六六年)の書いた「江戸旅行日記」には、当時の日本人の多くが漢川神社に参拝し、熱誠なる祈禱をしている旨、記録されている。

また、米国人のグルフィス博士(一八四三―一九二八年)も「大楠公が日本の生んだ偉人中の偉人である。その高潔なる愛国心一毫の私心なき熱誠の奉公心並に沈勇剛毅の性格に富んでいるからである」と激賞しています。

ハリー・パークス

「青葉しげれる桜井の

現在、桜井駅跡には、当時を偲ぶ父子の別れの銅像や乃木大将揮毫になる「楠公父子訣別之所」の碑東郷元帥筆「明治天皇御製」碑があり、今もなお往時の面影をうかがうことができます。

然し、境内地東側に立っている「楠公訣別之処」(明治九年十二月大阪府権知事渡辺昇書)の碑の裏面にある英国公使パークスの英文碑文のあることを知っている人は数少ない。

碑文は英文(写真右)で「漢川に赴くに際し、この地で子正行と別れた忠臣楠木正成の忠義を一外人人としてたたえるものである」(写真右下)と記されている。

〔漢川神社碑文〕
漢川神社表門を入ると右方蒼松の下に楠木正成の墓所があります。

「嗚呼忠臣楠公之墓」の墓碑は元禄五年(一六九二年)徳川光圀によって建立され、碑銘は光圀親筆として有名ですが、その裏面の碑文については知る人は少ない。ながくなるが全文を記すと

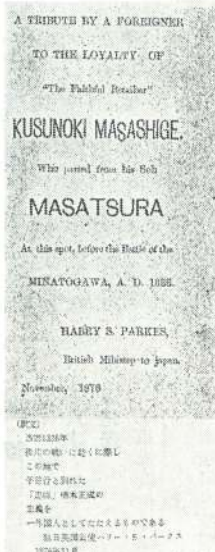
忠孝著乎天下。日月麗乎天。天地無日月。則晦蒙否塞。人心廢忠孝。則亂賊相尋。乾坤反覆。余聞楠公諱正成者。忠勇節烈。國士無雙。蒐其行事不可概見。大抵公之用兵審強弱之勢於幾先。決成敗之機於呼吸。知人善任。休士推誠。是以謀無不中。而戰無不克。誓心天地。金石不渝。不為利回。不為害懼。故能興復王室。還於旧都。諺云前門拒狼。後門進虎。廟謨不惑。元兇接踵。

朱舜水

以一身許國。之死靡他。觀其臨終訓子。從容就義。託孤寄命。言不及私。自非精忠貫日。能如是整而暇乎。父子兄弟。世篤忠貞。節孝萃於一門。盛矣哉。至今王公大人。以及里巷之士。交口而誦說不衰。其必有大過人者。惜乎載筆者。無所考信。不能發揚其盛美大德耳。右故振河泉三州守贈正三位近衛中將楠公贊明徵士舜水朱之瑜字魯璵之所撰勅代碑文以垂不朽。

この碑文については、朱舜水文集中の楠公面談をそのま採用し、最後の三行だけを加入され、文字は京都の書家岡村元春の謹書した

〔パークス碑の英文・訳文・訳文は島本町史より〕



構校国儲。傾移鐘虛。功垂成而震主。策雖善而弗庸。自古未有元帥妬前。庸臣專斷。而大將能立功於外者。卒之

【金剛登山口碑】

千早神社表参道金剛登山口石段の両側に一対つづ高さ約三米の石柱が立っています。

この碑も富田林駅前道標と同じ明治三十四年に楠氏紀勝会によって建立されたもので向って右側は「審強弱之勢於幾先」左側は「決成敗之機於呼吸」と彫られてある以上は同じく朱舜水碑文中にあり、前掲の……線の所です。

前者の意味は、「手ぎわよく、敵の想像外に活動する」後者は「勝敗のかぎを一瞬間に決す」ということで、何れも大楠公の山岳戦における傑出した軍略兵法家であったことを証するものであります。



〔富田林駅前楠氏遺跡里程標〕

ものといわれます。

【富田林駅前道標】

近鉄富田林駅前広場に、明治三

明が滅び、清朝の世になるに及び清に仕官すること欲せず、万治二年(一六五九年)日本の長崎に亡命してきました。(裏面にうつく)

朱舜水是、加賀藩主前田綱紀のもとめにより、狩野探幽が画いた桜井駅訣別図に画讃を書くことになりました。

そこで、安東省庵に依頼して、先ず楠公伝を書いてもらい、それを百読した結果、自ら熱烈な楠公崇拝者となった。

そして、その心の極まったところの執筆が、前掲の碑讃となったということです。

以上、楠公崇拜者の外人の事績と、碑文等を紹介しましたが、異国人において然り、時代の変化とはいえ楠氏遺愛の郷土の皆様いかがお考えでしょうか。

月 日	医 院 名	住 所	電 話
11月23日(日)	千早赤阪村立診療所	千早赤阪村水分195-1	07217 ②0038
24日(祭)	尾多賀 医 院	富田林市 彼方1:347-8	07212 ⑤1680
30日(日)	大 槻 医 院	南河内郡河南町一須賀635	07212 ④1581
12月7日(日)	木下(大) 医 院	富田林市須賀558	07215 ②2217
14日(日)	東條(順)医 院	千早赤阪村森屋364	07217 ②0527
21日(日)	広 谷 医 院	南河内郡河南町大宝1丁目4-9	07219 ③3857
28日(日)	上 野 医 院	富田林市山中田377	07212 ③6453
29日(年末)	橋 本 医 院	富田林市甲田(川西)167	07212 ③6065
	児 島 医 院	富田林市寺池台1丁目9-72	07212 ⑨1406
30日(〃)	天 城 医 院	南河内郡太子町大字春日93	07219 ③1163
	松 浦 医 院	富田林市寿町1丁目1-31	07212 ③3306
31日(〃)	田 辺 医 院	富田林市寺池台1丁目9-72	07212 ⑨1473
	山 村 医 院	富田林市桜井町1丁目16-26	07212 ③2678
51年1・1・年始	堀 野 医 院	富田林市富田林町29-12	07212 ③3013
2日(〃)	松 浦 医 院	富田林市寿町1丁目1-31	07212 ③3306
	武 田 医 院	富田林市富田林町14-16	07212 ③2039
3日(〃)	千早赤阪村立診療所	千早赤阪村水分195-1	07217 ②0038
	江 村 医 院	富田林市寿町2丁目3-2	07212 ③2006
4日(日)	奥 山 美 医 院	富田林市富田林町11-2	07212 ⑤0123
11日(日)	仲 谷 医 院	南河内郡河南町寺田132	07219 ③3501
15日(祭)	成 原 医 院	富田林市高辺台1丁目7-18	07212 ⑨1440
18日(日)	河 南 診療所	南河内郡河南町白木	07219 ③3050
25日(日)	山 本 医 院	富田林市久野喜台1丁目9-45	07212 ⑨0596
2月1日(日)	東 條(正)医院	富田林市寿町2丁目3-18	07212 ④0470

10月5日(日)に行いました金剛クラブ主催卓球大会は、多数の参加者により盛大に終わりました。

(成績)		個人の部	
男子	1位	谷	利之さん(小吹)
	2位	東條	広志さん(森屋)
	3位	谷	利宏さん(小吹)
女子	1位	中島	勝美さん(川野辺)

男子 1位 夏 日

2位	谷 慶三さん(小吹)
1位	尾谷 肇さん(小吹)
2位	道城成子さん(吉年)
1位	日谷有子さん(東阪)
2位	中島勝美さん(川野辺)
1位	小松順子さん(水竹)

以上でした。

觀光宣傳

去る十一月一日より三日まで万博会場跡千里セルシエ広場において「ふるさとの味覚と旅」が開いて「ふるさとの味覚と旅」が開催され、会場一ぱいにお国自慢の味と香りが勢揃いしました。

本村からも特産物のミカン・しいたけ・鱒の燻製を出品して即売した。観光宣伝も兼ね好評を得ました。



陸・海・空自衛官募集

十八才～二十四才までの男女
連絡先

千早赤阪村役場総務課
 二一〇八一
 自衛隊河内長野案内所
 四一五五五四

昭和50年11月1日(土)?

目的

飲酒運転を追放し、飲酒事故の根絶を図る。

回警察署

▽昼間の監視活動・夜間の飲酒検問を重点

▽酒類提供業者に対する啓発活動を実施する。

回本部

▽警察署への応援・事故多発地・路線の重

◆指導取締

回府下一斎飲酒檢問
幹線道路及び歓楽街周
実施

電話局からのお願い

「新・改築のとき、電話用配管をお忘れなく」

「電話用配管」を忘れるとあとが大へん。電話の引込口や屋内配管がないと真新しい壁に穴をあけ柱・床は露出配線をしなければならいませぬ。そのため、お部屋の羊観をそこねたり、電話の置き場が不便だったり、いろいろ不都合なことが起りがち。電気・ガス・水道と同時に電話用配管もお忘れなく

お祝い電報はお早めに

お祝い電報は大安日と、その前日は大へんこみあっていますのでお届けする日の3日～4日前が比較的すいています。配達日時指定で10日前から予約発信ができます。